

議事録六三三

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約制定について

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約を次のように改めらるゝとする。

昭和三十年九月二十五日 提出

三朝町 長

坂 弘 三

三朝町 議会議長

加 藤 幸 三 印

昭和三十年九月二十六日 原案

三朝町 議会議長

加 藤 幸 三 印



倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を改正する規約

倉吉市外八ヶ町村伝染病院組合規約の一部を次の様に改正する。

題名中「八ヶ町村」とあるを「七ヶ町村」に改める。

六(条)中「八ヶ町村」とあるを「七ヶ町村」に改める。

六(条)中「田原町」「大原町」を削り次に「大原町」を加える。

六(条)六(項)中議員の定数「三十二名」とあるを「三十名」に改め同項以下中「由良町三名」

「大原町三名」を削り次に「大原町三名」を加える。

別表中「由良町四十八名」「大原町五十三名」を削り次に「大原町九十六名」を加える。

附 則

此の規約は知事の認可の日から施行する。